会　　　　議　　　　録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 平成２６年度　第１回　小金井市交通安全推進協議会 |
| 事務局 | 　都市整備部　交通対策課 |
| 開催日時 | 　平成２６年８月２８日（木）午後２時～４時 |
| 開催場所 | 　市役所本庁舎第一会議室 |
| 出席者 | 別紙のとおり |
| 傍聴の可否 | 　　　可　　・　　一部不可　　・　　不可 |
| 傍聴者数 | 　０人 |
| 傍聴不可等の理由等 | 　該当なし |
| 会議次第 | １　委嘱状の交付２　市長あいさつ３　委員、市職員の紹介４　会長の選出５　小金井警察署管内における交通情勢について６　議　題⑴　平成２６年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について⑵　交通安全運動期間中の広報活動等について⑶　その他⑷　その他 |
| 会議結果 | 　別紙のとおり |
| 発言内容・発言者名（主な発言要旨等） | 別紙のとおり |
| 提出資料 | ・平成２６年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）・平成２６年秋の交通安全運動市内広報文（案）・自転車走行中は必ず安全確認を（東京都チラシ）・東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 |
| その他 |  |

平成２６年度第１回小金井市交通安全推進協議会会議録

１　日　時　　平成２６年８月２８日（木）午後２時～４時

２　場　所　　市役所本庁舎第一会議室

３　内　容

１　委嘱状の交付

２　市長あいさつ

３　委員、市職員の紹介

４　会長の選出

５　小金井警察署管内における交通情勢について

６　議　題

⑴　平成２６年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

⑵　交通安全運動期間中の広報活動等について

⑶　その他

４　出席者

【委　員】（敬称略）

三枝茂仁（代理者白石交通課長）、露口哲治、原口久男（代理者）、中井敏郎（代理者）、渡邉恭秀、浦川潔（代理人）、鈴木和雄、土屋和子、星野知子、斉藤浩、横山博、金澤昭、大森康雄、遠藤由佳、奥田泰大、井上智順

【小金井市】

稲葉孝彦（小金井市長）、酒井功二（都市整備部長）、畑野伸二（都市整備部交通対策課長）、府川真之（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

５　主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【市長】委嘱状の交付

【市長】挨拶

　【交通対策係長】委員の紹介、市事務局職員の紹介

　【交通対策係長】会長の選出

　　　選出方法について意見はあるか。

【奥田委員】

選出方法については、委員の中から指名推選の方法により行うのがよいと考える。

　【交通対策係長】

選出方法について、指名推選との意見があった。よって指名推選に決定することに異議はないか。

　【委員各位】

　　　異議なし

　【交通対策係長】

異議なしと認め、指名推選の方法で行わせていただく。まず会長について、推薦はあるか。

【奥田委員】

　　　小金井警察管内交通安全協会にて活躍されており、また、本協議会委員も長年携われている土屋和子委員を推選する。

【交通対策係長】

本協議会会長に土屋和子委員を選出することに異議はないか。

　【委員各位】

　　　異議なし

【交通対策係長】

異議なしと認める。よって、ただいま指名したとおり選出することと決定した。

　【会長】就任あいさつ

次に、東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例（以下「条例」という。）第５条第３項に規定する委員の指定として、会長職務代行委員には鈴木和雄委員を指定する。

また、条例第８条に規定する幹事及び書記の委嘱として、幹事には、畑野交通対策課長を、書記には府川交通対策係長を委嘱する。なお、委嘱状の交付は省略とする。

【会長】

　　　定めに従い議長を務めさせていただく。

　　　次第５「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署白石交通課長よりお願いしたい。

　【小金井警察署交通課長】小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。無いようであれば次に、６議題⑴　平成２６年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

　【交通対策係長】

　　　平成２６年７月１日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成２６年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会幹事会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、市事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただく。

　資料１「平成２６年秋の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご覧いただきたい。

本年上半期の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しているが、死者は６８人（前年同期比－１４人）と、未だ交通事故により尊い命が失われており、また、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約４割を占める高齢者や、約３割の二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

次に1ページの目的、「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。なお、スローガンは「やさしさが　走るこの街　この道路」が今回も引き続き掲げられている。

　　　次に期間である。例年どおり、９月２１日（日）から３０日（火）までの１０日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、人も車も動く時期である。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していこうということで、昭和２３年以降、今回が１３３回目の交通安全運動ということになる。なお、期間中の９月３０日（火）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

　　　主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

　　　第５番として運動の基本　「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成１８年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

　　　続いて、第６運動の重点である。

１　夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

２　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

３　飲酒運転の根絶

４　二輪車の交通事故防止

の４項目が東京都の方で決定している。

そして、５　自転車の安全利用の推進についてであるが、この箇所は小金井市の独自に取り組む項目として記述した。

　　　２ページ以降は、先程ご説明した、第５運動の基本、第６運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに掲げている。

先ほど申し上げた、小金井市の独自項目である、（５）自転車の安全利用の推進についてであるが５ページに記載している。

　これは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が平成２５年７月１日に施行された。この条例では、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにすると共に、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明確にして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的としてイル。その中でも主な特徴としては、事業者の義務・努力義務というのがある。すべての事業者に対しては、自転車通勤する従業者への研修、情報提供等、顧客等に対する駐輪場利用の啓発等、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認が盛り込まれている。また、事業に自転車を使う事業者に対しては、従業員への研修等、自転車の点検整備、保険加入等が盛り込まれている。

平成２５年中の都内における交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は３４．７％であり、年齢層別で見ても働き世代である２０代から５０代が全体の６割以上を占めていることから、今回の市独自項目としており、これらを今回、５ページに戻るが、職場・学校等ではというところに盛り込んでいる。

なお、今回、本日の資料にある２種類のカラーチラシについては市内の事業所や幼稚園、保育園等へ配布したいと考えている。

６ページ目「３　主催機関の推進事項」について、各推進事項を記述している。

　　以上、平成２６年秋の小金井市交通安全運動推進要領案となる。よろしくご審議の上、承認賜わるようお願い申し上げる。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

　【金澤委員】

　　　自転車利用について、事業所での対応については承知しているが、一般の

　　方向けの自転車教育は何か行っているのか。

【交通対策係長】

　　　市では一般向けについては特段行ってはおらず、市報・ＨＰ等での安全利用に関する啓発を行っている状況である。一般向けではないが、市内中学校において教育委員会と連携し、スタントマンを活用した自転車の交通安全教育を実施している。なお、小金井警察署では一般の方から要望があれば随時実施しているのを確認している。

　【金澤委員】

　　　特に高齢者については、左右確認をせずに道路を横断した状況もたびたび目撃しており、かなり危険に感じる。

　【小金井警察署交通課長】

　　　例えば、市内の老人会等の地域の組織に加入していれば要請があれば適宜行っているところであるが、加入していない方々に対する対応については課題であると感じている。昨日、秋の交通安全市民の集いを市民交流センターにて開催し、会場内に自転車シュミレーターを設置して安全利用に関する周知を行ったところである。その他警察でも独自に啓発活動を行っている。

【露口委員】

　　　推進要領の中身については、国及び東京都の決定に沿った内容であるため、ある意味仕方がない部分もあるが、例えば時期を変えるとか地域独自の特色があったほうがよいと思う。

【大森委員】

　　　私は、自転車や自動車やオートバイを乗る立場として、乗って初めてそれぞれの立場での怖さというものを体感した。また、子どもや大人でもそれぞれの目線があり、こういう異なる視点も踏まえた安全教育を必要と感じており、今回は意見として発言させていただく。

　【会長】

　　　ただ今のご指摘のとおり、それぞれの異なる視点があり、こういった部分も踏まえていけばより有効な交通安全対策につながると考える。

【渡邉委員】

　　推進要領５ページに自転車における交通事故時の高額賠償例の記載がある。

　個々に自転車保険に加入している方もいると思うが加入していない方も多いと思われる。そこで自動車保険の中の付帯契約に自転車についての本人及び家族も加入できるのを確認しており、このような啓発も必要であると考える。

【小金井警察署交通課長】

　　　ご指摘のとおり、自動車保険や損害保険等の付帯契約として本人および家族が保障されるものがある。契約や個々の保険により異なるのでご確認願いたい。

　【交通対策係長】

　　　日々の日常業務の中で、少しずつではあるが保険加入についての問合せが増加してきているのを実感している。また、今回配布した資料の中で東京都が作成した自転車安全利用についてのチラシがあり、この中に保険に関する事項も含まれている。このチラシについては、毎回交通安全啓発ポスターの掲示にご協力いただいている市内の幼稚園や保育園、金融機関やガソリンスタンド等の事業所に同チラシを配布する予定である。

【露口委員】

　　ＴＳマークのついた自転車については賠償責任保険が付帯されており、限度額は、色別で青が１０００万円、赤が２０００万円となっているが点検・整備が前提となっており、なかなか浸透していないのが現状である。

【金澤委員】

　　相互通行の道路を例えば一方通行にした場合は交通事故が減っている等のデータを持っているか。

【交通対策課長】

　　相互通行の道路を一方通行にした事例はほとんどないものと認識している。確かに一方通行にした方が一見事故が減るようには感じる部分もあるが、地点ごとの交通量等様々な要素があるため一概には言えないものと考えている。

【会長】

他に無いようであれば、本案を原案どおり決定することに異議はないか。

【委員各位】

　　　異議なし

【会長】

異議がないので、「平成２５年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。

　　　続きまして議題⑵　交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局か　　ら説明をお願いしたい。

　【交通対策係長】

１　車両による広報活動について

　　　車両での広報活動は、通勤・通学の時間帯にあたる午前７時半から８時半まで、午前１０時前後の２時間及び午後３時前後の２時間、毎日３回合計５時間程度を交代で行います。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する予定である。庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行うため、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

　　　なお、ただ今申し上げた時間帯以外にも交通対策課職員が他の業務で庁用車にて出動する際には合わせて広報を行えればと考えている。

また、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいているが、今回は、緑中学校の皆さんにご協力をいただく予定である。広報文は「資料」のとおりである。

２　交通安全ポスターの掲示及びチラシに配布について

　　　交通安全ポスターを市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等に配布し市民への周知活動を行う予定としている。今回のポスターについては本会場の壁面に掲示している。

　　　ポスターは、９月１５日頃を目途に配布する予定である。また、先ほども触れたが、今回よりポスターと合わせて「自転車利用の皆様へ」というチラシを各事業所へ配布する予定である。なお、保育園や幼稚園については前述のチラシ以外にも「保護者の方へ」というチラシを合わせて配布することとし、子供の送迎時における啓発の一助となればと考えている。

３　のぼり旗の設置について

　　　「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗　蛍光色の黄色のものを運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前等、小金井警察署や交通安全協会との連携を図りながら設置していくこととする

　４　その他

　　　市報「こがねい」９月１５日号や市ホームページ、あと今回よりココバス車内においてもポスターの掲示を行うこととし、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えている。

　　　なお、ここで一点報告として、昨日、午後２時から４時まで、小金井市民交流センターにおいて、「秋の全国交通安全運動市民の集い」が開催された。

このイベントは、春と秋の全国交通安全運動のプレイベントとして、小金井警察署及び交通安全協会が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催している。畠山みどりさんというネームバリューの有る芸能人をお招きしたことが奏功し、盛大に開催されましたので委員の皆さんにご報告をさせていただきたい。

　　　次に、「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告させていただく。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。小金井市では平成２０年度より同プログラムを開始しており、前年度は東中と緑中で実施した。小金井市では、市立中学校に於いて３年を１サイクルで実施しているので、市立中学校５校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムであり、今後も継続して実施して行きたいと考えているところである。なお、今年度の開催予定については、二中と初めての開催となるが東京電機大学附属中・高等学校の各１年生に対して実施する予定となっておりまして、準備を進めているところである。

【会長】

　　ご意見・ご質問等はあるか。無いようなので、⑶その他について、何かあればお願いしたい。

　【露口委員】

　　　事務局にお願いしたいが、先日、市ＨＰにおいて前回の本協議会会議録を

　　確認しようと思ったが、平成２４年度までしか公開されていなかった。

　　　交通安全については人命に関わる非常に重要なテーマであり、約１年半にも渡り公開されていないというのは軽んじているのではないか。

　【交通対策係長】

　　　大変申し訳ない。事務局としてはすでに公開していると認識していたが、改めてホームページを確認し、早急に公開することとしたい。

【横山委員】

　　　告知になるが、交通安全運動期間中である９月２８日の日曜日にＪＡ小金井支店駐車スペースにて小学生低学年以下を対象として、アンパンマンキャラクターショーを午前、午後の部と二回に分けて交通安全の啓発活動の一環として実施する予定であり、現在募集中である。詳細等についてはＪＡまでお問合せ願いたい。

【奥田委員】

　　９月１日から３０日までシルバーパスの一斉更新が始まる。７０歳以上の方々が更新を目的に外出機会が増加するため、車両等の運転者には安全運転等に留意されるよう周知願いたい。

次に、これはバス事業者全体が頭を悩ませている問題であるが、バス車内での事故が大変多く、例えば車内で転倒してしまうと事故扱いとなる。実は、車内での事故については高齢者の方々も意外と認識が低いのが現状である。

　　　バス事業者としても今後も周知を徹底していきたいが、委員各位においても周知いただくと共に座席を譲る等の対応を広めていただきたい。

　【会長】

　　 他に無ければ、これで平成２６年度第１回小金井市交通安全推進協議会を終了する。